**平成２５年（フ）第５５６号**
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目23番13号　アンフィニ塚口　102号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目８番10号　キューブ東塚口206号
債務者　三澤　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第６３７号**
兵庫県尼崎市西本町７丁目277番地の４
債務者　大澤　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第７１１号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番８―208号、前住所兵庫県伊丹市高台１丁目89番地の１
債務者　森　　広明
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１１号**
兵庫県西宮市常磐町１番27―307号
債務者　岩本　公恵
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１３号**
兵庫県尼崎市東園田町５丁目81番地の１シャーメゾン東園田303、前住所兵庫県尼崎市宮内町３丁目130番地の１　フジパレス尼崎宮内町ｗｅｓｔ303
債務者　村野　恵実
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１６号**
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目10番９号
債務者　田原　美沙
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２２号**
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目３番９―204号
債務者　大田　克己
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２７号**
兵庫県西宮市今津真砂町１番１―102号
債務者　玉井　浩子（旧姓岩上）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第３４３号**
佐賀県鳥栖市今泉町2152番地３　市営鳥栖南部団地アパート13棟10
債務者　福田　美香
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５８号**
宮城県大崎市古川旭３丁目３―25、住民票上の住所宮城県石巻市北村字俵庭四39番地
債務者　相澤　満弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２５年（フ）第６９号**
兵庫県南あわじ市松帆櫟田131番地
債務者　山本　金弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第７０号**
兵庫県南あわじ市松帆櫟田131番地
債務者　山本由紀子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第７１号**
兵庫県洲本市物部２丁目１番６号　ライブマンション401号
債務者　中野　陽子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第２５５号**
徳島県鳴門市鳴門町高島字中島724番地　ハイツモントーネ102号、旧住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜23番地100
債務者　彌武　和雄
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２７２号**
徳島市名東町２丁目21番地の12、旧住所徳島市加茂名町庄山１番地の７
債務者　井上　正春
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２８５号**
徳島県小松島市坂野町字原京13番地の１
債務者　**𧘕**山　光廣
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２８６号**
徳島県小松島市坂野町字原京13番地の１
債務者　**𧘕**山　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部